

特別養護老人ホーム 晴風苑 利用料金表

○ユニット型個室利用に要する費用(共通) 1割負担の場合 令和3年8月1日～

項目	利用者	①介護サービス費(日額)		②居住費	③食費	(①+②+③)	④月額
	負担段階	要介護度により加算される費用	共通して加算される費用	日額	日額	日額	(30日で計算)
要介護度 1	第1段階	697	114	820	300	1,931	57,930
	第2段階			820	390	2,021	60,630
	第3段階(1)			1,310	650	2,771	83,130
	第3段階(2)			1,310	1,360	3,481	104,430
	第4段階			2,700	1,980	5,491	164,730
要介護度 2	第1段階	769	121	820	300	2,010	60,300
	第2段階			820	390	2,100	63,000
	第3段階(1)			1,310	650	2,850	85,500
	第3段階(2)			1,310	1,360	3,560	106,800
	第4段階			2,700	1,980	5,570	167,100
要介護度 3	第1段階	847	127	820	300	2,094	62,820
	第2段階			820	390	2,184	65,520
	第3段階(1)			1,310	650	2,934	88,020
	第3段階(2)			1,310	1,360	3,644	109,320
	第4段階			2,700	1,980	5,654	169,620
要介護度 4	第1段階	921	133	820	300	2,174	65,220
	第2段階			820	390	2,264	67,920
	第3段階(1)			1,310	650	3,014	90,420
	第3段階(2)			1,310	1,360	3,724	111,720
	第4段階			2,700	1,980	5,734	172,020
要介護度 5	第1段階	993	137	820	300	2,250	67,500
	第2段階			820	390	2,340	70,200
	第3段階(1)			1,310	650	3,090	92,700
	第3段階(2)			1,310	1,360	3,800	114,000
	第4段階			2,700	1,980	5,810	174,300

2割負担の場合

要介護度	①介護サービス費(日額)		②居住費 日額	③食費 日額	(①+②+③) 日額	④月額 (30日で計算)
	要介護度により加算される費用	共通して加算される費用				
1	1,393	229	2,700	1,980	6,302	189,060
2	1,538	242				193,800
3	1,694	255				198,870
4	1,842	266				203,640
5	1,985	278				208,290

### 3割負担の場合

要介護度	①介護サービス費(日額)		②居住費 日額	③食費 日額	④月額 (30日で計算)
	要介護度により加算される費用	共通して加算される費用			
1	2,089	345	2,700	1,980	7,114
2	2,307	363			7,350
3	2,541	382			7,603
4	2,762	400			7,842
5	2,977	418			8,075

### ○その他の費用

日用品パック	通常パック		250円
	安心パック		300円
	利用しない		0円
電気製品	1品	1か月	150円
日常支払代行手数料		1か月	500円
現金管理手数料		1か月	1,500円
預金等管理手数料		1か月	3,000円
訪問理美容		実費	
特別な食事		実費	
レクリエーション・行事クラブ活動		実費	
行政手続き代行		実費	
医療にかかる費用		実費	

※すべて自己負担でご用意いただきます

※電気シェーバーやテレビ等の持ち込み

### ○共通して加算される費用

加算項目	金額	内容
個別機能訓練	13円/日	個別機能訓練計画に基づいた機能訓練を実施する
夜勤職員配置	20円/日	朝夕を含む時間帯に職員を厚く配置している場合
看護体制加算Ⅰ	5円/日	常勤看護師1名を配置
看護体制加算Ⅱ	9円/日	看護職員の数が常勤換算で4人以上であり、24時間連絡できる体制がある場合
サービス提供体制強化加算	7円/日	介護福祉士を50%以上配置している場合
科学的介護推進体制加算	43円/月～54円/月	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
処遇改善加算Ⅰ		介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、8.3%を乗じた単位数が加算されます

### ○該当される方のみ加算される費用

加算項目	日額	内容
初期加算	32円	新入所、または31日以上入院後再入所の場合に、連続30日まで算定
外泊時加算	263円	入院、外泊時、1月に6日を限度に算定
療養食加算	7円/1食	基準に定められた療養食を、医師の指示箋に基づき提供した場合算定
個別機能訓練加算Ⅱ	22円	個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用
看取介護加算1	77円から 8,697円	対象者のみ。看取り日数により金額が変動します。

○サービスの提供状況等に応じて、以下の単位が加わります。

ADL維持加算	32円/月 又は64円/月	自立支援、重度化防止に向けて、ADL値を良好に維持、改善する取り組みを実施する。
排せつ支援加算	11円/月 ～22円/月	要介護状態の軽減の見込みについて厚生労働省に提出し、排せつ支援計画の見直しを継続する。
個別機能訓練加算Ⅱ	22円/月	個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する
褥瘡マネジメント加算	7円/月 又は14円/月	褥瘡の予防管理に当たり、厚生労働省の情報の活用と予防計画に取り組む。
口腔衛生管理加算	97円/月 又は118円/月	口腔の健康の保持と各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
安全対策体制加算	22円/1回のみ	事故の発生、再発を防止するために、安全対策を実施する体制を整備する。
退所時等相談援助加算	428円/1回 ～534円/1回	退所前、退所後の相談、援助

※新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費分として、厚生労働省の定めるところにより（基本報酬の合計単位数×0.1%）を上乗せした金額を請求します。

期間は、令和3年4月から9月分までですが、感染状況等により変更の可能性もあります。

※居住費について、外泊・入院等により、実際に居室の使用がない場合でも、入居契約が継続しており、該当居室が利用者のために確保されている期間に関しましては、外泊時費用算定日以外の入院中の居住費について、負担限度額に関わらず、1日に付き、2,700円をご負担いただきます。

